

令和8年度(2026年度)任用熊本県会計年度任用職員(労働相談員) <募集案内>

1 職名

熊本県労働相談員

2 職務内容

- ・労働相談に関する業務
- ・労働情報の収集及び提供に関する業務
- ・健康保険及び年金の相談に関する業務
- ・その他労働相談に関し所属長が必要と認める業務に関する業務
(変更の範囲) 変更なし

3 採用予定人数

1人程度

4 勤務条件

(1) 職の区分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、再度の任用を行うことがあります。(更新回数は2回を上限とする。)

(3) 勤務地

熊本県しごと相談・支援センター

(熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル1階)

(変更の範囲) 変更なし

(4) 勤務時間

①9時00分～16時00分

②11時00分～18時00分

③10時00分～17時00分

※平日は①または②のローテーション勤務、第2、第4土曜日は③、いずれも1日6時間勤務
(途中1時間の休憩あり)

※上記①、②の時間内で5時間勤務の場合あり。

※1か月につき20日以内、1週間につき29時間以内

(5) 休日等

日祝日及び年末年始、土曜日は1～2か月に1回程度の勤務あり。

※ただし公務の運営上の事情により必要がある場合には、所属長は勤務日及び勤務時間の割り振りを別に定める場合があります。

(6) 休暇等

年次有給休暇 あり (6か月間継続勤務した場合)

※ その他の有給休暇(公民権行使等)、無給休暇(保育時間等)あり

(7) 報酬等:

①報酬日額 [6時間勤務] 9,039円～9,570円
[5時間勤務] 7,533円～7,975円

②通勤費用 実費相当額を支給

③期末手当 6月期:最大1.2625月、12月期:最大1.2625月

④勤勉手当 6月期:最大1.0625月、12月期:最大1.0625月

※1 実際の報酬日額は、上記金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。（条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を行います。）

※3 概ね期末手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じた月数を乗じた額となります。勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。

（8）社会保険

地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによります。

（9）公務災害等補償

地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによります。

（10）条件付採用

今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。

（11）地方公務員法の適用

地方公務員法上の服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等）が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

（12）退職に関する事項

地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例によります。

5 受験資格

（1）社会保険労務士資格登録者（社労士名簿に登録されている者）

（2）パソコンの基本的な操作技術（ワード・エクセル等）を有する者

※次のいずれかの事項に該当する者は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入了した者

6 試験の方法

（1）小論文試験：公務員として必要な文章による表現力及び論理性などについての記述式による筆記試験を行います。（解答時間 1時間）

（2）人物試験：個別面接による口述試験を行います。（1人15分程度）

※注意（受験の際に持参するもの）

- ・受験票、筆記用具（ボールペン、鉛筆、消しゴム等）
- ・時計は、計時機能だけのものに限ります。

7 試験日程等

（1）試験

日 時：令和8年（2026年）2月19日（木）午後1時00分着席

会 場：熊本県庁西側事務棟第1会議室（熊本市中央区水前寺6丁目18-1）

（2）合格発表：令和8年（2026年）2月26日（木）正午

※郵送により受験者全員に文書で合否を通知します。また、合格者の受験番号を県庁行政棟本館1階ロビーに掲示するとともに、熊本県のホームページにも掲載します。

8 採用方法等

- (1) 合格者については、「会計年度任用職員（労働相談員）任用者名簿」に登載し、令和8年（2026年）4月1日以降、会計年度任用職員の採用が必要な時期に成績の上位者から任用の意思確認を行い採用します。
- (2) 名簿の有効期間は、合格発表の日から令和9年（2027年）3月31日までとしますが、有効期間内の任用者数が合格者数よりも少ない場合は採用されないこともあります。
- (3) 現在、県の会計年度任用職員、臨時職員又は育休等代替臨時職員である方も応募できます。

9 試験結果の情報提供

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めるすることができます。

受験者本人が①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、提供可能期間中の午前8時30分から午後5時15分までの間に直接提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることができません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

提供を請求できる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所
受験者本人	総合得点及び 総合順位	合格発表の日 から1か月間	熊本県商工労働部 商工雇用創生局労働雇用創生課

10 申込手続等

申込手続	申込方法	・「申込書」「写真票」「受験票」に必要事項を記入のうえ、所定の箇所に写真を貼ってください。 ・「申込書II」から受験票だけを切り取って、郵便はがきの裏に、はがれないように貼ってください。また、郵便はがきの表に住所、氏名及び郵便番号を記入してください。 ・①「申込書I」、②「申込書II（受験票を切り取った残り）」及び③「受験票を貼った郵便はがき」を「11 申込先」へ持参又は郵送してください。郵送する場合は必ず <u>特定記録郵便</u> にし、封筒の表に『労働相談員申込』と朱書きしてください。 ※職種に係る登録証・資格証書の写しを併せて提出してください。 ※ハローワークを通じて申し込みを行う場合は、「ハローワークからの紹介状」を添付してください。
	受付期間	令和8年（2026年）1月28日（水）～2月12日（木）午後5時必着 ※上記期間内であっても応募者が5名に達した日で、申込みを締め切ります。 受付時間 午前8時30分から午後5時まで 土曜日及び日祝日は受付ができませんのでご了承ください。
受験票の交付	受付期間終了後、郵送しますが、2月17日（火）までに届かないときは、至急、申込先まで問い合わせてください。	

11 申込先及び問合せ先

〒862-8570 熊本県中央区水前寺6丁目18-1（県庁行政棟本館7階）

熊本県 商工労働部 労働雇用創生課

県内雇用促進班 096-333-2341(ダイヤルイン)